第11　滑空機以外の物件のえい航

装備移転航空機が滑空機以外の物件をえい航しようとする場合は、次に掲げる基準に従わなければならない。

⑴　離陸を行う場合において安全上必要があるときは、地上連絡員を配置すること。

⑵　装備移転航空機が当該物件を離脱する場合において安全上必要があるときは、地上連絡員を配置するものとし、地上連絡員は、当該物件が離脱したかを装備移転航空機に連絡すること。

第12　物件の投下

1　装備移転航空機からの物件の投下は、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないことを確認してからでなければ行ってはならない。

2　装備移転航空機からの物件の投下は、自衛隊の施設又は海上（周辺に人又は船舶（自衛隊の船舶を除く。）その他の物件が存在しない海上に限る。）において行わなければならない。ただし、発動機故障その他の理由により、装備移転航空機の安全上やむを得ない場合には、この限りでない。

3　製造者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があり、当該物件の投下が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないものである場合は、前項の場所以外の場所で物件を投下させることができる。

第13　落下傘降下

1　装備移転航空機からの落下傘による降下は、飛行中の他の航空機又は地上若しくは水上の人若しくは物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすことのないよう、安全に留意して行わなければならない。

2　装備移転航空機からの落下傘による降下は、自衛隊の施設内で行わなければならない。ただし、装備移転航空機の事故により搭乗者の生命に危険のある場合には、この限りでない。

3　製造者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があり、当該落下傘による降下が、飛行中の他の航空機又は地上若しくは水上の人若しくは物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすことがないものである場合は、前項の場所以外の場所に落下傘による降下を行わせることができる。

第14　離着陸の場所

製造者は、装備移転航空機が、陸上にあっては飛行場以外の場所において、水上にあっては航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）で定める場所において、離陸し、又は着陸しようとする場合には、自衛隊法施行規則第87条の５の規定による離着陸の許可を得なければならない。

第15　爆発物等の輸送

製造者は、航空法施行規則第194条第１項に定める物件を輸送する場合には、当該物件の包装方法、積載方法について、人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれの無い方法により輸送しなければならない。

第16　射撃等を行う場合

1　製造者は、試験飛行において射撃、爆撃等を行わせる必要がある場合には、防衛大臣が関係機関と協議の上指定する区域の上空で行わせなければならない。

2　製造者は、装備移転航空機による射撃、爆撃等の予定開始時刻の48時間前までに、その旨を国土交通大臣に通報するものとし、国土交通大臣に通報した後に当該射撃、爆撃等を中止することとしたときは、直ちにその旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

第17　目的地以外の飛行場等に到着した場合

機長は、飛行の目的地以外の飛行場又はその他の場所に到着し、又は不時着した場合には、直ちに、航空交通管制機関、製造者、飛行の目的地である飛行場の管理者等にその旨を通報し、又は報告しなければならない。

第18　気象状態の通報

機長は、飛行中又は飛行後において、飛行中における気象状態に関し関係機関から通報を求められた場合又は飛行中の気象が予報された気象と異なる場合においては、それぞれ通報を求められた事項又は自ら知り得た気象状況につき関係機関に通報するものとする。

第19　禁煙

装備移転航空機に搭乗している者は、次の各号に掲げる場合においては、喫煙してはならない。

⑴　装備移転航空機が地上にある場合

⑵　離陸直後又は着陸直前の場合

⑶　燃料を補給し、又は移動する場合

⑷　燃料又はガスが漏出している場合

⑸　爆発物又は燃料を積載している区画に所在する場合

⑹　前各号に掲げる場合のほか機長が禁煙を命じた場合

第20　夜間飛行の場合の装置

1　回転翼航空機又は滑空機である装備移転航空機が夜間飛行を行う場合には、次に掲げる事項を満たさなければならない。

⑴　航空灯及び操縦席灯が点灯すること。

⑵　操縦員は懐中電灯を有すること。

⑶　速度計、高度計、旋回傾斜計及び磁気ら針儀（自差修正表付き）を装備していること。ただし、回転翼航空機である装備移転航空機については、旋回傾斜計を装備しないことができる。

2　前項に規定する装備移転航空機以外の装備移転航空機が、夜間飛行を行う場合には、前項第１号及び第２号に掲げる事項を満たし、かつ、着陸灯及び計器灯を装備しなければならない。

第21　計器気象状態における飛行

装備移転航空機は、計器気象状態の場合又は計器気象状態が予想される場合においては、第４章第２項の基準に適合する航空従事者が乗り組まなければ飛行してはならない。

第22　計器気象状態における着陸

計器気象状態において着陸しようとする場合においては、第４章第２項の基準に適合する航空従事者は、その基準において有効とされた方法により着陸するものとする。

第23　旋回の禁止

装備移転航空機は、離陸して飛行場の境界を過ぎ、かつ、安全な高度に達するまでは旋回してはならない。ただし、安全上やむを得ない場合及び航空交通管制機関（航空交通管制機関がない場合は、飛行場の管理者）の許可を得た場合は、この限りでない。

第24　他の航空機への接近

飛行中の装備移転航空機は、編隊飛行その他の接近が予定される飛行以外の場合においては、他の航空機と600メートル以上の水平距離又は150メートル以上の垂直距離を保たなければならない。ただし、航空交通管制機関の別段の指示があった場合は、これによる。

第２節　装備移転無人航空機の運航基準

第１　装備移転航空機管理番号の表示

製造者は、装備移転無人航空機を飛行させる場合には、当該装備移転航空機に付与された装備移転航空機管理番号を表示しなければならない。

第２　安全確保

1　製造者は、装備移転無人航空機の飛行を行わせる場合には、当該装備移転無人航空機について実施する航空業務に必要とされる航空法第132条の40に規定する無人航空機操縦者技能証明を有する者又は当該装備移転無人航空機の飛行について必要な知識及び経験を有し、的確に実施できる者にこれを行わせなければならない。

2　製造者は、装備移転無人航空機の飛行を行う前に、気象、機体の状況、飛行経路等について確認するなど安全確保のための対策を講じなければならない。

第３　自衛隊の施設管理の基準の遵守

製造者は、装備移転無人航空機の飛行を自衛隊の施設内で行う場合には、当該施設内の飛行場を管理するために管理者が発する指示及び当該飛行場について定められた運航上の基準その他当該施設を管理するために定められた基準に従わなければならない。